

令和6年

第6回

石川町議会定例会提出議案書

令和6年 9月 5日提出



## 第6回石川町議会定例会提出議案

報告第 5号	令和5年度石川町健全化判断比率について	1
報告第 6号	令和5年度石川町資金不足比率について	2
報告第 7号	債権放棄の報告について	3
議案第39号	石川町立認定こども園条例の制定について	4
議案第40号	石川町税特別措置条例の一部を改正する条例	6
議案第41号	石川町防災会議条例の一部を改正する条例	9
議案第42号	石川町地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第43号	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例 の一部を改正する条例	13
議案第44号	石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例	15
議案第45号	令和5年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について	17
議案第46号	令和5年度石川町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	17
議案第47号	令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	18
議案第48号	令和5年度石川町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について	18
議案第49号	令和5年度石川町母畑財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	19
議案第50号	令和5年度石川町中谷財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	19

議案第 5 1 号	令和 5 年度石川町土地開発事業特別会計 歳入歳出決算認定について	.....	2 0
議案第 5 2 号	令和 5 年度石川町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算認定について	.....	2 0
議案第 5 3 号	令和 5 年度石川町水道事業会計剰余金の処分 及び決算の認定について	.....	2 1
議案第 5 4 号	令和 6 年度石川町一般会計補正予算（第 3 号）	.....	2 2
議案第 5 5 号	令和 6 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	.....	2 2
議案第 5 6 号	令和 6 年度石川町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	..	2 2
議案第 5 7 号	令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	..	2 3
議案第 5 8 号	令和 6 年度石川町水道事業会計補正予算（第 1 号）	.....	2 3
議案第 5 9 号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	.....	2 4

報告第 5号

令和5年度石川町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度石川町健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

令和5年度石川町健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.0	8.1

報告第 6号

令和5年度石川町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度石川町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

令和5年度石川町資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
石川町水道事業会計	—
石川町宅地造成事業特別会計	—

報告第 7号

債権放棄の報告について

石川町債権管理条例（令和3年条例第33号）第16条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第18条の規定により報告する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した事由
水道料金	40,262 円	生活保護・無資力
	60,106 円	破産法等の規定による免責
	168,277 円	限定承認・相続放棄・相続人不在
	22,332 円	徴収停止後期間経過
	157,332 円	消滅時効の完成
工事契約解除に伴う契約違約金、前払金遅延利息金の一部	64,000 円	破産法等の規定による免責

議案第39号

石川町立認定こども園条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石川町立いしかわこども園	石川町字関根5番地の2

(職員)

第3条 認定こども園に園長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標の達成に関すること。
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

(入園資格)

第5条 認定こども園に入園することのできる者は、法第11条に規定する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条により、市町村の認定を受けた者

(2)前号に掲げる者のほか、小学校就学前の子どもであって、町長が特に入園の必要があると認める者

(入園手続)

第6条 認定こども園に入園を希望する子どもの保護者は、町長に入園の申込みを行い、承諾を受けなければならない。

(利用者負担額等)

第7条 認定こども園に入園した者の保護者は、石川町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額を定める規則（平成27年石川町規則第1号）第2条に規定する利用者負担額を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業の実施にともない必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。

3 利用者負担額の徴収に関する事項は町長が規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第8条 町長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する入園手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前において、現に第一保育所または第二保育所に在籍している者であって、継続入所又は進級の対象となる者は、この条例の施行日において、石川町立いしかわこども園に入園したものとみなす。

提案理由

石川町立の幼保連携型認定こども園を設置するため。

議案第40号

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

石川町税特別措置条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町税特別措置条例  昭和59年3月13日  条例第1号  (過疎地域における課税免除) 第3条の3 過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法(以下この条において「法」 という。)第2条第2項の規定による公示の 日(以下この条において「公示日」という。) から令和6年3月31日までの期間(当該地 域が当該期間内に当該過疎地域に該当しな いこととなる場合には、当該公示日からその 該当しないこととなる日までの期間)内に、 同条第1項に規定する過疎地域の区域(令和 3年3月31日において旧過疎地域自立促 進特別措置法(平成12年法律第15号)第 33条第1項の規定の適用を受けていた市 町村の区域であって法第42条の規定によ	石川町税特別措置条例  昭和59年3月13日  条例第1号  (過疎地域における課税免除) 第3条の3 過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法(以下この条において「法」 という。)第2条第2項の規定による公示の 日(以下この条において「公示日」という。) から令和9年3月31日までの期間(当該地 域が当該期間内に当該過疎地域に該当しな いこととなる場合には、当該公示日からその 該当しないこととなる日までの期間)内に、 同条第1項に規定する過疎地域の区域(令和 3年3月31日において旧過疎地域自立促 進特別措置法(平成12年法律第15号)第 33条第1項の規定の適用を受けていた市 町村の区域であって法第42条の規定によ

現行	改正案
<p>り過疎地域とみなされることとなる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に限る。次項において同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項,第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において,過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下この項において「省令」という。)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした青色申告者等(以下この項において「特別償却設備設置者」という。)に対しては,当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り,かつ,土地の取得については,その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は,当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り,課税を免除するものとする。</p>	<p>り過疎地域とみなされることとなる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に限る。次項において同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項,第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において,過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下この項において「省令」という。)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした青色申告者等(以下この項において「特別償却設備設置者」という。)に対しては,当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り,かつ,土地の取得については,その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は,当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り,課税を免除するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

提案理由

地方税法及び関係法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第41号

石川町防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町防災会議条例の一部を改正する条例

石川町防災会議条例（昭和37年条例第30号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>石川町防災会議条例</p> <p>昭和37年10月30日</p> <p>条例第30号</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>石川町防災会議条例</p> <p>昭和37年10月30日</p> <p>条例第30号</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>5 委員には、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者</u></p> <p><u>(5) 教育長</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ2人、4人、1人、10人以内、6人以内、1人及び1人とする。</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 委員には、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 町長が町の職員のうちから指名する者</u></p> <p><u>(5) 副町長及び教育長</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要であると認め任命する者</u></p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>7 第5項第7号_____の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。</p>	<p>6 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### 提案理由

防災会議における諮問的機能の強化を図ることとあわせて、地域防災計画の策定等へ多様な意見を反映できるよう、防災会議委員の種別を追加するため。

議案第42号

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 平成29年9月29日 条例第11号</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p>	<p>石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 平成29年9月29日 条例第11号</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p>
<p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以降3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号</p>	<p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以降3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号</p>

現行	改正案
<p>に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した者について，当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り，かつ土地については，その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は，当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り，石川町税条例（昭和30年条例第31号）第62条の規定にかかわらず，次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（略）</p>	<p>に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した者について，当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り，かつ土地については，その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は，当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り，石川町税条例（昭和30年条例第31号）第62条の規定にかかわらず，次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

### 附 則

この条例は，公布の日から施行し，令和6年4月1日から適用する。

### 提案理由

関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第43号

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 9月 5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年条例第28号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例
昭和49年9月25日	昭和49年9月25日
条例第28号	条例第28号
(医療の給付)	(医療の給付)
第3条 石川町は、石川町の区域内に住所を有する重度心身障害者に規則で定める手続に従い重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）を給付する。ただし、次の各号のいずれかに入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障害者については、当該入所等の前に他の市町村の区域内に住所を有していた者（継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者であつて、最初の入所等の前に石川町の区域内に住所を有していた者を除く。）は、石川町の区域内に住所を有していてもこれを除き、当該入所等の前に石川町の区域内に住所を有し	第3条 石川町は、石川町の区域内に住所を有する重度心身障害者に規則で定める手続に従い重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）を給付する。ただし、次の各号のいずれかに入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障害者については、当該入所等の前に他の市町村の区域内に住所を有していた者（継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者であつて、最初の入所等の前に石川町の区域内に住所を有していた者を除く。）は、石川町の区域内に住所を有していてもこれを除き、当該入所等の前に石川町の区域内に住所を有し

現行	改正案
<p>ていた者(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者であって,最初の入所等の前に石川町の区域内に住所を有していた者を含む。)については,石川町の区域内に住所を有していなくてもこれを含める。</p>	<p>ていた者(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者であって,最初の入所等の前に石川町の区域内に住所を有していた者を含む。)については,石川町の区域内に住所を有していなくてもこれを含める。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第22項に規定する介護保険施設への入所</p> <p><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を除く。)への入所</u></p> <p><u>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7</u> <u>項に規定する</u> <u>共同生活援助を行う住居への入居</u></p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### 提案理由

関係法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第 4 4 号

石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川町国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町国民健康保険条例  昭和 3 4 年 3 月 2 0 日  条例第 3 号	石川町国民健康保険条例  昭和 3 4 年 3 月 2 0 日  条例第 3 号
第 2 2 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 (略)	第 2 2 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  _____場合において は、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 (略)
(略)	(略)

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置のに関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなることから、所要の改正を行うため。

議案第45号

令和5年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町一般会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第46号

令和5年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第47号

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第48号

令和5年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第49号

令和5年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第50号

令和5年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第51号

令和5年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第52号

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第53号

令和5年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度石川町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和5年度石川町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度石川町水道事業会計決算……………別冊

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第54号

令和6年度石川町一般会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第55号

令和6年度石川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第56号

令和6年度石川町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第57号

令和6年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第58号

令和6年度石川町水道事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月5日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 59 号

福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項及び第 291 条の 11 の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年福島県指令市町村第 1498 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うため。

